

第1表

三鷹市教育委員会 様

5三鷹第四小第111号
令和6年3月7日

学園・学校名 連雀学園三鷹市立第四小学校
校長名 佐藤勇人



令和6年度 校内通級教室の教育課程について（届）

のことについて、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、校内通級教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 校内通級教室の教育目標

- (1) 周囲の状況に応じ、適切に人とかかわり、自分の意志を伝える意欲と技能を身に付ける。
- (2) 自分の感情や行動をコントロールし、集団の中で円滑に生活できるようにする。
- (3) 興味や関心の幅を広げ、自己の良さを知り、できることを増やして自己有用感を育てる。
- (4) 自分の課題を受け止め、多面的な自己理解ができるようにする。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 在籍学級への適応と将来の自立を目指して、児童の学習・行動・運動・認知発達やコミュニケーションの特徴とそれに関する課題を的確に把握する。
- (2) 児童の実態に適した指導方針と個別指導計画を作成する。
- (3) 個別指導や小集団指導を効果的に組み合わせて、チームによる指導を行う。
- (4) 保護者・在籍学級・専門家・関連機関との連携を密にし、指導の連携と充実を図る。
- (5) 通級児童に対する周囲の理解を深め、児童が互いを認め合い協力して学校生活を送ることができるようとする。

3 指導の重点

- (1) 周囲の状況や相手の気持ちを理解し、意思を適切に伝える方法を身に付けることにより、対人関係の改善を図る。
- (2) 集団のきまりを理解し、自分の感情や行動をその場に応じてコントロールできるように支援することで、在籍学級における集団生活への円滑な参加を図る。
- (3) 運動機能のバランスと手先の巧緻性の向上を図る。
- (4) 一人一人の課題とその背景を把握し、実態に応じた自立活動や得意な認知能力を生かした指導を行い、在籍学級の学習参加への意欲を喚起する。

4 その他の配慮事項

- (1) 一人一人の明確なねらいに即して、通級曜日・指導時間・グループ構成・指導内容を決定する。
- (2) 低学年は基礎的な学習態勢や基本的行動様式の確立、中学年は自己表現力とコミュニケーション、高学年は自己理解を、それぞれ重点課題とする。
- (3) ケース会議や専門家診断を計画的に行い児童の認知能力を生かした指導内容や指導方法を検討し、個別指導計画に生かすとともに、共通理解を図りながらチームによる指導を行う。
- (4) 在籍学級・言語聴覚士・作業療法士・専門諸機関・校内通級アドバイザー・連携支援コーディネーター・総合教育相談室・他の校内通級教室・教育支援学級との連携を密にし、日常の教育活動に生かす。
- (5) 保護者と連絡帳のやり取りや定期的な面談を行い、児童の支援を効果的に進める。